

町ブロック塀等撤去費補助金のお知らせ

町では危険なブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行者の安全の向上を図るため、危険なブロック塀等の撤去工事を行う方に対して補助金を交付します。

■補助対象となるブロック塀等

町内に存在し、補強コンクリート造のブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀構成材又は組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱のうち、道路に面して設置され地震で倒壊するおそれのあるものが対象です。

■補助金を受けることができる方

補助対象となるブロック塀等を所有し、そのブロック塀等の撤去工事を行う方です。

※ただし、以下に該当する場合は補助金を受けられません。

- ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体であるとき。
- ・撤去工事を行う敷地内の危険なブロック塀等について、既にこの要綱に基づく補助若しくは町の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けているとき。
- ・町税に滞納がある者
- ・宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者

■補助金額

撤去工事に要した費用の額又は撤去する危険なブロック塀等の長さ1メートル当たり（1メートル未満の端数は切捨て）1万円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、10万円を限度とします。

■その他

- ・この補助制度の利用をお考えの方は、建設課に事前に相談してください。
- ・補助金額が予定金額に達した場合、受付を終了します。

問合せ 建設課建設担当 ☎66・3111 内線243・244

浄化槽にも 定期健康診断が必要です

法定検査

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と併せて、年1回の法定検査を実施することが法律で義務づけられています。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使いいただくためにも受検をお願いします。

申込み先 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎048・533・4700

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

使用済みてんぷら油は捨てないで！ ～1ℓ当り1円で引き取ります～

町では、水質保全やリサイクル意識の高揚、ごみの減量化を図るため、家庭から出る使用済みてんぷら油や賞味期限切れの油（缶はそのまま出せます）を回収する取り組みを、秩父圏域の1市4町で推進しています。

個人・法人・団体等から回収した廃食油は、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）として再生させ、郡内公用車（ディーゼル車）等の代替燃料として実証活用します。

この地球環境に配慮した取り組みに、皆様のご協力をお願いします。

◆回収方法◆ 天かす等を取り除き、ペットボトル等の容器に入れてお持ちください。

注意：ラード等の動物性油や、エンジンオイル等は回収できません！

※固形化している油も回収できません！

◆回収場所◆ 町民課

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126